

行方市プレミアム付商品券発行事業

【取扱店向説明書】

1.事業概要

消費税・地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行います。

2.商品券の利用について

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能。
- (2) おつりは出ない。
- (3) 有効期限は令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)までとし、期限を過ぎた利用はできません。

3.次に掲げるものについて商品券の利用はできない。

- (1) 商品券・ビール券・タバコ・図書券・切手・印紙・医療費・プリペイドカード等換金性の高いもの
- (2) 株式、先物、宝くじなどの金融商品
- (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払い
- (4) 公共料金（税金・電気・ガス・水道料金・下水道料金等）
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) 商品券の交換又は売買

4.商品券取扱店の登録資格

商品券取扱店として登録できる者は、市内に事業所があり、一般消費者にその便宜を与えられる商業、工業、製造業、建設業、サービス業等すべての事業者を対象とする。ただし、次の事業所を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号から第8号に規定する営業を行うもの。
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。

5.取扱店の責務

- (1) 商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため商品券裏面に事業所名を記入または押印する。
- (2) 商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること。また、その際速やかにその事実を商工会及び警察に報告すること。
- (3) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- (4) 取扱店間での商品券の交換又は売買は行わないこと。

(5) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わない。

6.商品券の換金

御客様が利用し受け取った商品券は、下記内容で換金してください。

- (1) 換金期間 令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)
換金窓口の営業時間までとさせていただきます。
- (2) 換金窓口 市内金融機関を予定しています。振込までの期日は約4週間程度を予定しています。
- (3) 換金方法
 - ①取扱店は、受け取った商品券は、裏面に事業所名を記入または押印し、「行方市プレミアム付商品券(使用済)取次依頼書」を記入・押印し、使用済商品券と共に提出してください。

※振込口座の記入があります。(下記以外の口座には、振り込めません。)

※「行方市プレミアム付商品券(使用済)取次依頼書」は行方市商工会でも取り扱っております。

法人事業取扱店は、法人名義口座
個人事業取扱店は、代表者名義口座

- ②換金窓口では、回収商品券の確認を行い、決められた期日に申請のあった金融機関の口座に振り込まれます。その際の振込手数料はかかりません。

7.注意事項

偽造商品券 取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないか注意してください。(商品券には偽造防止を施している。)

8.販売促進の実施

- ①商品券使用期間は、のぼり・ポスターを掲示してください。
- ②販売促進 独自セール等取扱店や商業組合などにおいて、新規の顧客獲得を目指すように、取扱店舗において販売促進策を推進されるよう検討下さい。
- ③広告の掲載については8月31日までの申請事業所とさせていただきます。それ以後の加盟店については、のぼり・ポスターにより判断して頂きます。

※以上が取扱店向の説明になります。事業運営に、何卒ご協力の程お願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、問合せ下さい。

行方市商工会 事務局 TEL0299-72-0520